

鳥取県告示第367号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年6月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
東伯郡琴浦町大字倉坂字奥山ノ内東秋葉1144の45
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
ダム事業用地とするため